

## 2. 施術所届出事項変更届出書

### 届出書類チェック表

チェック欄	届出書類	記入例	
		あはき	柔道整復
	施術所届出事項変更届出書	P. 33	P. 34

■上記の書類に加え、変更内容に応じて次の書類が必要です。

チェック欄	届出書類	記入例	
		あはき	柔道整復
<b>①従事者に変更があった場合</b>			
	業務に従事する施術者の氏名一覧	P. 19 従事者全員について記載	P. 21
	新たに業務に従事する施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※1）の写し	—	—
	新たに業務に従事する施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※1）原本	—	—
	<従事する施術者の一覧など届出内容の書面交付を希望する場合※2> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項又は柔道整復師法第19条第1項の規定に基づく届出内容	P. 24 ※2部提出	P. 26 ※2部提出
<b>②構造設備に変更があった場合</b>			
	施術所の平面図（新旧両方）	P. 22	P. 22
<b>③開設者（個人）、従事者の姓に変更があった場合</b>			
	次のいずれか ・戸籍謄本 ・運転免許証など改姓が確認できる行政機関が発行した書類の写し及び原本	—	—
<b>④開設者（法人）の名称に変更があった場合</b>			
	登記簿謄本、新旧両方の定款又は寄附行為の写しのいずれか	—	—
<b>⑤開設者の住所、法人の事務所所在地に変更があった場合</b>			
	個人住所の場合：開設者の本人確認書類（運転免許証等※1）の写し及び原本	—	—
	法人事務所の場合：登記簿謄本、新旧両方の定款又は寄附行為の写しのいずれか	—	—

チェック欄	届出書類	記入例	
		あはき	柔道整復
<b>⑥開設者の住所、法人の事務所所在地の住居表示に変更があった場合</b>			
	個人住所の場合：次のいずれか ・住居表示に関する市町村からの通知書 ・開設者の本人確認書類（運転免許証等※）の写し及び原本	—	—
	法人事務所の場合：次のいずれか ・住居表示に関する市町村からの通知書 ・登記簿謄本 ・新旧両方の定款又は寄附行為の写し	—	—
	<従事する施術者の一覧など届出内容の書面交付を希望する場合※2> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項又は柔道整復師法第19条第1項の規定に基づく届出内容	P. 24 ※2部提出	P. 26 ※2部提出
<b>⑦施術所所在地の住居表示に変更があった場合</b>			
	住居表示に関する市町村からの通知書	—	—
	<開設届出済証の書面交付を希望する場合※2> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項又は/及び柔道整復師法第19条第1項の規定に基づく届出内容	P. 29（開設届出証明願） ※2部提出	
<b>⑧ベッド台数、消毒設備に変更があった場合</b>			
	施術所の平面図（新旧両方）	—	—
<b>⑨変更後10日を超えた届出の場合</b>			
	遅延理由書	—	—
<b>⑩その他</b>			
	各種理由書（ベッド台数が6台以上の場合等）	—	—

本人確認書類及び免許証の原本は、保健所職員が確認後、返却します。

■次の事項を変更する場合は、原則、「施術所届事項変更届出書」のみを提出してください。

・業務の種類の変更

※従事者の変更を伴う場合は前頁①、構造変更を伴う場合は前頁②の添付書類が必要です。

※あん摩マッサージ・はり・きゅうの施術所で新たに柔道整復を開始する場合、柔道整復の施術所であるあん摩マッサージ、はり、きゅうを新たに開始する場合は、「施術所開設届出書」が必要です。

・施術所の名称の変更

・施術所の電話番号の変更

※1 本人確認書類の例

運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証、年金証書、雇用保険被保険者証など

**注意！**

個人番号カード（マイナンバーカード）の写しを提出する場合は、顔写真のある表面のみを提出してください。個人番号の記載された裏面は不要です。